

医療保険ご利用時 料金のご案内

【訪問看護】				R8.9.1						
				1割	2割	3割				
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週3日目まで			5,550円	555円	1,110円	1,665円			
	週4日目以降（看護師）			6,550円	655円	1,310円	1,965円			
	上記に加算	同日2回目	※厚生労働大臣が定める疾患	+	4,500円	450円	900円	1,350円		
		同日3回目以上	又は特別訪問看護指示書の交付を受けている場合	+	8,000円	800円	1,600円	2,400円		
		緊急訪問看護加算	月14日目まで 診療所又は在宅療養支援病院の保険医が主治医の場合	+	2,650円	265円	530円	795円		
			月15日目以降 診療所又は在宅療養支援病院の保険医が主治医の場合	+	2,000円	200円	400円	600円		
		夜間・早朝訪問看護加算	夜間：18:00～22:00 早朝： 6:00～8:00	+	2,100円	210円	420円	630円		
		深夜訪問看護加算	22:00～6:00	+	4,200円	420円	840円	1,260円		
		長時間訪問看護加算	※特別な管理を要する場合 又は特別訪問看護指示書の交付を受けている場合	+	5,200円	520円	1,040円	1,560円		
		複数名訪問看護加算	2人の看護師が同時に行う訪問看護	+	4,500円	450円	900円	1,350円		
		乳幼児加算	6歳未満の利用者に対して行う訪問看護	+	1,400円	140円	280円	420円		
乳幼児加算	別に厚生労働大臣が定める6歳未満の利用者に対して行う訪問看護	+	1,800円	180円	360円	540円				
訪問看護管理療養費	月の初日（機能強化型以外）			7,710円	771円	1,542円	2,313円			
	2日目以降（訪問看護管理療養費1）			3,010円	301円	602円	903円			
	上記に加算	24時間対応体制加算（ⅰ）		6,800円	680円	1,360円	2,040円			
		特別管理加算（Ⅰ）	以下の状態にある者 ☐ 在宅麻薬等注射指導管理 ☐ 在宅腫瘍化学療法注射指導管理 ☐ 在宅強心剤持続投与指導管理 ☐ 在宅気管切開患者指導管理 を受けている状態 ☐ 気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態	+	5,000円	500円	1,000円	1,500円		
			特別管理加算（Ⅱ）	以下の状態にある者 ☐ 在宅自己腹膜灌流指導管理 ☐ 在宅血液透析指導管理 ☐ 在宅酸素療法指導管理 ☐ 在宅中心静脈栄養法指導管理 ☐ 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ☐ 在宅自己導尿指導管理 ☐ 在宅人工呼吸指導管理 ☐ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ☐ 在宅自己疼痛管理指導管理 ☐ 在宅肺高血圧症患者指導管理 ☐ 在宅難治性皮膚疾患処置指導管理 を受けている状態 ☐ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態 ☐ 真皮を越える褥瘡の状態 ☐ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者	+	2,500円	250円	500円	750円	
		退院時共同指導加算	退院・退所にあたって、入院（入所）施設の職員と共同して在宅療養についての指導を行い、その内容を文書で提供した場合	+	8,000円	800円	1,600円	2,400円		
		特別管理指導加算	特別な管理を要する利用者に対して退院時共同指導加算に上乘せして算定	+	2,000円	200円	400円	600円		
		退院時支援指導加算	退院日に療養上の支援指導が必要な利用者に対して、退院日に指導を行った場合（別に厚生労働大臣が定める疾患、又は退院時に訪問看護が必要と判断された利用者に限る	+	6,000円	600円	1,200円	1,800円		
		長時間退院支援指導加算	退院日に療養上の支援指導が必要な利用者に対して、退院日に90分以上又は複数回の指導の合計時間が90分を超えた場合（別に厚生労働大臣が定める疾患、又は退院日に訪問看護が必要と判断された利用者に限る）	+	8,400円	840円	1,680円	2,520円		
		在宅患者連携指導加算	利用者の同意を得て、訪問診療を実施している保険医療機関と月2回以上文書等により情報提供を行い、療養上必要な指導を行った場合	+	3,000円	300円	600円	900円		
		在宅患者緊急時等カンファレンス加算	状態の急変や診療方針の変更に伴い、医療従事者（医師・看護師等）がカンファレンスを行い、共同で利用者・ご家族に対して指導を行った場合	+	2,000円	200円	400円	600円		
		看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等の業務を行う介護職員の支援を行った場合	+	2,500円	250円	500円	750円		
		訪問看護医療DX情報活用加算	電子資格確認により診療情報を取得したうえで訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っている場合	+	50円	5円	10円	15円		
		訪問看護ベースアップ評価料（ⅰ）	医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合につき月1回に限り算定されます	+	1,050円	105円	210円	315円		
		訪問看護物価対応料（1）	月の初日の訪問の場合	+	60円	6円	12円	18円		
			月の2日目以降の訪問の場合	+	20円	2円	4円	6円		
						1割	2割	3割		
		訪問看護情報提供療養費1	利用者の居住地を管轄する市町村、都道府県（利用者1人につき1回）			1,500円	150円	300円	450円	
		訪問看護情報提供療養費2	保育所・幼稚園・小学校・中学校 等（利用者1人につき各年度1回）			1,500円	150円	300円	450円	
		訪問看護情報提供療養費3	利用者の診療を行っている保険医療機関（利用者1人につき月1回）			1,500円	150円	300円	450円	
訪問看護ターミナルケア療養費		死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上の訪問看護を実施し、ターミナルの支援体制について説明後、ターミナルケアを行った場合			25,000円	2,500円	5,000円	7,500円		
実費	交通費	藤枝市内		330円（税込）						
		藤枝市外		550円（税込）						
	死後の処置料			11,000円（税込）						

※医療保険の患者様負担額は（基本療養費+管理療養費+加算分）×負担割合（1割・2割・3割）となります。